

まさか！

自分が加害者・被害者になるなんて！！

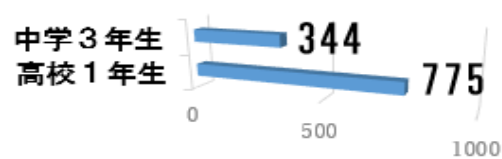
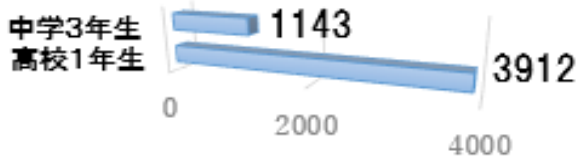
大切な「いのち」を交通事故から守る

高校生になると自転車乗用中の事故が増加しています！



「交通事故総合分析センター」の全国調査(2016年)より

- ① 対**乗用車**の事故死傷数は、約**3.4倍** ② 対**歩行者**の事故死傷数は、約**2.3倍**



※①②ともに60%以上が登下校中の事故となっています！

県教育委員会の調査より

- 直進する自動車と、運転者から見て右から横断する自転車等との事故
- 横断歩道を（青信号で）渡っている自転車等と自動車との事故
- 通学路にやや慣れ始めた頃の新入生の登校中の事故（5・6月）



〈①の対策〉

- ・見る
- ・停まる



〈②の対策〉

- 渡りは始める前に
- ・確かめる
 - ・待つ
 - ・停まる

「…かもしれない」を常に意識！

自動車運転者とアイコンタクトを！

交通事故にあってしまったら…

被害者の場合 →「大丈夫」で終わらせない	加害者の場合 →「誠実」に対応する
外傷がなくても医師の診断を	か（身体） 負傷者の手当てを
加害者の確認 （免許証・ナンバープレート）	な（名前） 自分の名前・学校名を明らかに
警察・学校・保護者に連絡	し（知らせる） 119番・110番に連絡
命を最優先に行動	い（命） 命を最優先に行動

交通ルールを守る

歩道(路側帯を含む)での事故が発生しています！

自転車は、車道が原則、歩道は例外！

- 1 車道は左側端を通行
- 2 路側帯は左側を通行
- 3 歩道(通行が可能な場合)は歩行者優先、車道寄りを徐行
- 4 横断歩道は歩行者優先
自転車横断帯を横断



「自転車運転者講習制度」とは？

危険行為をくり返す自転車運転者が対象

※受講対象者：平成 27 年 6 月 1 日以降、危険行為を 3 年以内に 2 回以上行った者

※講習時間：3 時間 ※講習手数料：6,000 円(平成 30 年 4 月より変更)



など 14 類型
が対象

警察庁・都道府県警察リーフレットから

自転車のルール違反と罰則の一例

危険です！こんな乗り方は絶対やめましょう！

傘さし運転

携帯電話の使用

大音量のイヤホン等

並進走行

二人乗り



5 万円以下の罰金

2 万円以下の罰金又は料

その他の違反

信号無視、夜間の無灯火、車道右側通行、指定場所一時不停止など

愛知県警察 交通安全教育マニュアル 中学生・高校生用から